

2019年

4月19日金10:00-19:00

電話番号

ふよう

よういく

0570-024-419

※上記は特設番号です。4月19日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。

※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

児童扶養手当 はいつからもら えますか?



養育費を受け取って いても児童扶養手当 はもらえますか?

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

主催:日本弁護士連合会・京都弁護士会

※上の実施時間は京都弁護士会の実施時間です。他の弁護士会では上の時間以外に実施しているところもあります。各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は日本弁護士連合会ホームページをご覧ください。回線混雑等の事情によりつながりにくい場合もありますので、あらかじめ御了承ください。